

2020年度  
山梨学院短期大学免許状更新講習  
(選択領域)  
募集要項

重要なお知らせがありますので  
必ず熟読してください

山梨学院短期大学

## 【重要なお知らせ】

本学の免許状更新講習については、新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、定員を当初の50人から25人に変更して、「3つの密」を避けた形での対面講習を実施いたします。

講習の実施にあたっては3つの密を回避し、感染症対策に万全を期すため参加者の方におかれましてはマスク着用を必須とさせていただきます。

当日、発熱または風邪の症状、体調に異常を感じる場合は受講できません。当日朝、ご自宅にて検温等で体調をご確認のうえ異常の無い場合のみ受講願います。

発熱または風邪の症状、体調に異常を感じる場合は受講できませんので、その際はメールまたは電話にてご連絡願います。その場合は受講料の返還をさせていただきます。

さらに、「新しい生活様式」の実践例を踏まえ、移動に関する感染対策の観点から、今年度の更新講習は、居住地および勤務先が山梨県内の方のみを受講可とさせていただきます。

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況によっては、開講中止等をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承ください。

なお、今夏と同じ内容の講習を、同規模で秋期から冬期にかけて実施することも含めて今後の対応を検討しております。詳細は決定次第、ご案内いたします。

あわせて、放送大学等においてeラーニングによる教員免許状更新講習を行っておりますので、今年度の受講を希望される場合はそちらでの受講もご検討、ご活用願います。

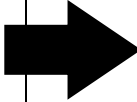
## 2020年度 山梨学院短期大学免許状更新講習(選択領域)募集要項

### ○ はじめに

教育免許更新制は、教員免許状に一定の有効期間を付し、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることを目的として、平成21年4月から導入されています。

免許状更新講習は2年間で30時間以上の講習を受講・修了(〔表1〕免許状更新講習の講習時間の内訳を参照)し、免許管理者に対して申請を行うことで、教員免許状を更新することができます。

〔表1〕 免許状更新講習の講習時間の内訳

領域	受講時間数内訳	受講時間数合計
(A) 必修領域	(A) 6 時間	 (A)+(B)+(C) =合計 30 時間以上
+	+	
(B) 選択必修領域	(B) 6 時間	
+	+	
(C) 選択領域	(C) 18 時間	

本学では、文部科学省の認定を受け、教員免許状の更新に必要な免許状更新講習のうち『選択領域』(対象職種:教諭)を開設します。

### ○ 受講対象者について

免許状更新講習の受講対象者は、普通免許状または特別免許状を有し、下記【受講対象者】に該当する方のうち、

- ◆新免許状所持者(=平成21年4月1日以降に初めて免許状を取得した者)で免許状に記載されている「有効期間の満了の日」の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に該当する方
- ◆旧免許状所持者(=平成21年3月31日までに免許状を取得した者)のうち下表の期間に修了確認期限を迎える方

となります。

「新しい生活様式」の実践例を踏まえ、移動に関する感染対策の観点から、今年度の更新講習は、居住地および勤務先が山梨県内の方のみを受講可とさせていただきます。

旧免許状所持者(平成21年3月31日までに免許状を取得した者)の受講対象者	
修了確認期限	生年月日
2021年3月31日 (※2回目の更新)	昭和30年4月2日~昭和31年4月1日 昭和40年4月2日~昭和41年4月1日 昭和50年4月2日~昭和51年4月1日
2022年3月31日 (※2回目の更新)	昭和31年4月2日~昭和32年4月1日 昭和41年4月2日~昭和42年4月1日 昭和51年4月2日~昭和52年4月1日

## 【受講対象者】

- ( 1 ) 現職教員(校長、副校長、教頭、保育教諭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く)
- ( 2 ) 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ( 3 ) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ( 4 ) ( 3 )に準ずる者として免許管理者が定める者
- ( 5 ) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
- ( 6 ) 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- ( 7 ) 教員採用内定者
- ( 8 ) 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者
- ( 9 ) 過去に教員として勤務した経験のある者
- ( 10 ) 認定こども園で勤務する保育士
- ( 11 ) 認可保育所で勤務する保育士
- ( 12 ) 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

※**旧免許状所持者**(平成21年3月31日までに免許状を取得した者)の受講対象者のうち、以下の**(1)・(3)・(4)・(6)**

**に該当する方は、受講義務者**(更新講習を受講しなければならない者)になります。

(修了確認期限までに講習を受講・修了しなかった場合は教員免許状が失効します。)

※**旧免許状所持者**(平成21年3月31日までに免許状を取得した者)の受講対象者のうち、以下の**(2)・(5)・(7)~**

**(12)に該当する方は受講の義務はありませんが、各自の判断で受講することができる方**になります。

(修了確認期限までに講習を受講・修了しなくても教員免許状は失効しません。[休眠状態])

教員免許更新制の解説及び修了確認期限については、文部科学省ホームページでご確認ください。

〈解説〉教員免許更新制のしくみ	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm</a>
修 了 確 認 期 限	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm</a>

**【参考】**

[表 2] 更新講習受講対象者の区分と更新講習の受講義務の有無、及び免許状の有効期間の更新手続きを行わなかった場合の状態

区分	受講義務の有無	職種等	【参考】 更新の手続きを行わなかった場合の状態	
			旧免許状所持者 平成21年3月31日以前に授与された教員免許状所持者	新免許状所持者 平成21年4月1日以降に初めて授与された教員免許状所持者
学校で勤務する者	更新講習受講義務者 (更新講習を受講しなければならない者)	校長・副校長、教頭、園長・副園長	修了確認期限の経過により失効  ※更新講習を受講・修了した後、再度教員免許状の授与申請をすることにより教員免許状を新たに取得することが可能。	有効期間の満了により失効  ※更新講習を受講・修了した後、再度教員免許状の授与申請をすることにより教員免許状を新たに取得することが可能。
		教員(教諭、保育教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師等)		
	免許管理者が定める者(教育委員会の教育長、指導主事等)			
更新講習受講可能者 (義務ではないが、希望すれば更新講習を受講できる者)	実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員	修了確認期限を経過しても失効しない (休眠状態)  ※その後教員として任命又は雇用されるためには、更新講習を受講・修了し教員免許状を有効な状態に戻す手続きを行うことが必要。		
更新講習を受講できない者	事務職員 学校司書 補助職員等			
学校に準ずる教育を行っている機関で勤務する者	更新講習受講可能者 (義務ではないが、希望すれば更新講習を受講できる者)	文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員	修了確認期限を経過しても失効しない (休眠状態)  ※その後教員として任命又は雇用されるためには、更新講習を受講・修了し教員免許状を有効な状態に戻す手続きを行うことが必要。	有効期間の満了により失効  ※更新講習を受講・修了した後、再度教員免許状の授与申請をすることにより教員免許状を新たに取得することが可能。
		教員採用内定者		
		過去に教員として勤務した経験のある者		
		教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに登載されている者		
保育士(認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設) ※保育教諭は教員であるため受講義務者となります。				

## ○ 開設する講習について

本学が開設する免許状更新講習は「選択領域」となります。[必修領域、選択必修領域については、山梨学院大学で開設いたします。]

### (1) 開設講習・講習日程

講習番号	講習の名称 (認定番号)	担当講師	講習時間数	講習日程	対象職種	主な受講対象者 ※1
No.1	【選択】保育内容特論(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために その1) (認定番号) 令02-35144-508780号	佐藤喜美子	6時間	8月17日 (月)	教諭	幼稚園教諭 向け
No.2	【選択】保育内容特論(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために その2) (認定番号) 令02-35144-508781号	佐藤喜美子	6時間	8月18日 (火)	教諭	幼稚園教諭 向け
No.3	【選択】算数科教育法特論I(「A数と計算」及び「C測定・変化と関係」を極める) (認定番号) 令02-35144-508778号	奥山賢一	6時間	8月19日 (水)	教諭	小学校教諭 向け
No.4	【選択】算数科教育法特論I(「B図形」「Dデータの活用」を極める) (認定番号) 令02-35144-508779号	奥山賢一	6時間	8月20日 (木)	教諭	小学校教諭 向け
No.5	【選択】保育内容特論(健康)(子どもの発育と健康) (認定番号) 令02-35144-508776号	澤田孝二	6時間	8月24日 (月)	教諭	幼稚園教諭 向け
No.6	【選択】保育内容特論(健康)(子どもの健康生活の確立) (認定番号) 令02-35144-508777号	澤田孝二	6時間	8月25日 (火)	教諭	幼稚園教諭 向け

※1 「主な受講対象者」は、受講者が講習を選択しやすいように示しているものであり、受講対象者を制限するものではありません。ただし、対象職種「教諭」向けの講習であるため、対象職種「養護教諭」・「栄養教諭」の方は受講できません。

受講予約される際は、自身の職務の状況によって意義ある講習内容であるかをご検討ください。

※2 多くの方に受講の機会を提供するため、受講の予約は最大3つまでとさせていただきます。

	変更前	変更後
(2) 講習定員 :		
No.1 【選択】保育内容特論(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために その1)	50人	→ 25人
No.2 【選択】保育内容特論(言葉)(幼児期の言葉の育ちのために その2)	50人	→ 25人
No.3 【選択】算数科教育法特論I(「A数と計算」及び「C測定・変化と関係」を極める)	50人	→ 25人
No.4 【選択】算数科教育法特論I(「B図形」「Dデータの活用」を極める)	50人	→ 25人
No.5 【選択】保育内容特論(健康)(子どもの発育と健康)	50人	→ 25人
No.6 【選択】保育内容特論(健康)(子どもの健康生活の確立)	50人	→ 25人

※多くの方に受講の機会を提供するため、受講予約は3つまでとさせていただきます。

### (3) 受講料 : 6,000円(1講習あたり)

「受講料 6,000円×受講する講習数」を本学が指定する口座にお振り込みいただきます。

受講申し込み後、本学から請求書を送付いたします。

## ○ 受講申し込みについて

受講予約期間 : 2020年6月15日(月)~6月26日(金)

免許状更新講習受講申し込みは、インターネットを利用した申し込みのみとなります。(先着順)

申し込み手順は、「免許状更新講習受講申し込みについて」を参照してください。

## ○ 受講予約キャンセル・受講料の返還について

受講者の都合による受講予約キャンセルは、免許状更新講習当日の申し出を除き、受講料（本学が要する振込手数料を除いた額）を返還します。

※なお、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、講習当日に発熱または風邪等の症状がある方の受講キャンセルについても、受講料返還の対象とさせていただきます。

受講予約キャンセルは、講習開催日の7開講日前までは、各自で免許状更新講習システムにおいて行ってください。（受講料納入等の有無の確認等のため、キャンセル手続きとあわせて、必ず山梨学院短期大学事務局にご連絡をお願いいたします。）

講習開催日の7開講日を過ぎた場合は、免許状更新講習システムでの受講予約キャンセルはできませんので、直接山梨学院短期大学事務局にご連絡をお願いいたします。

受講予約キャンセルの申し出後、本学より受講料返還手続き書類をお送りいたしますので、必要事項を記入の上、返送してください。（受講料返還は、手続きの都合上、時間を頂戴いたします。）

※受講者の都合による受講辞退以外の受講料返還例

本学の都合による講習の中止（講師の急病等）、自然災害等による講習の中止など

## ○ 問い合わせ先

〒400-8575 甲府市酒折2-4-5

山梨学院短期大学事務局 免許状更新講習担当

Eメール：ygjc-menkyo@ygu.ac.jp

T E L：055-224-1400（山梨学院短期大学事務局代表）

F A X：055-224-1396